社会保険等未加入業者との一次下請契約の禁止について

平成３０年９月５日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　松戸市水道事業

建設業者の持続的な発展に必要な人材の確保や公正で健全な競争環境の構築を目的とした国や千葉県の社会保険未加入業者への取り組みを踏まえ、松戸市水道事業においても、下記のとおり、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）未加入建設許可業者との一次下請契約を原則禁止することとします。

記

１．実施内容

　　松戸市水道事業が発注する建設工事について、平成３０年１０月１日契約分の案件より、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の未加入建設業者との一次下請契約を締結することは、原則禁止いたします。

２．加入状況の確認方法

　　提出していただく「施工体制台帳」により下請業者の社会保険等加入状況を確認します。下請業者と下請契約を締結した場合は、速やかに工事担当部署へ施工体制台帳を提出してください。

３．社会保険等未加入建設許可業者と一次下請契約を締結したことが判明した場合

　　一次下請業者は社会保険等に加入することが原則ですので、元請業者は、当該社会保険等未加入建設許可業者に社会保険等へ速やかに加入するよう指導していただきます。また、松戸市水道事業に対して当該未加入業者と下請契約をした理由を具体的に記載した「理由書（任意様式）」を提出していただきます。

提出された理由書により「下請業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情がある」と松戸市水道事業が認めた場合には、松戸市水道事業が指定した期間（原則30日以内）に社会保険等に加入したことが確認できる書類の提出を求めます。

　　期限までに確認書類が提出されなかった場合、特別な事情があると認められない場合は、「松戸市水道事業建設工事等請負業者指名停止基準」に基づき、指名停止等を検討します。

以上